

## 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）における提供先一覧

| 提供先                                  | ①法令上の根拠     | ②提供先における用途  |
|--------------------------------------|-------------|---|
| 厚生労働大臣                               | 番号法別表第2の1項  | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 全国健康保険協会                             | 番号法別表第2の2項  | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 健康保険組合                               | 番号法別表第2の3項  | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 厚生労働大臣                               | 番号法別表第2の4項  | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 全国健康保険協会                             | 番号法別表第2の6項  | 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 都道府県知事                               | 番号法別表第2の8項  | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                    |
| 都道府県知事                               | 番号法別表第2の9項  | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 市町村長                                 | 番号法別表第2の11項 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途           |
| 都道府県知事又は市町村長                         | 番号法別表第2の16項 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 市町村長                                 | 番号法別表第2の18項 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 市町村長                                 | 番号法別表第2の20項 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 厚生労働大臣                               | 番号法別表第2の21項 | 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 都道府県知事                               | 番号法別表第2の23項 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 市町村長                                 | 番号法別表第2の27項 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 社会福祉協議会                              | 番号法別表第2の30項 | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 番号法別表第2の31項 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 日本私立学校振興・共済事業団                       | 番号法別表第2の34項 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |

| 提供先                                  | ①法令上の根拠     | ②提供先における用途  |
|--------------------------------------|-------------|---|
| 厚生労働大臣又は共済組合等                        | 番号法別表第2の35項 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 文部科学大臣又は都道府県教育委員会                    | 番号法別表第2の37項 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途                            |
| 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会                  | 番号法別表第2の38項 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 国家公務員共済組合                            | 番号法別表第2の39項 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 国家公務員共済組合連合会                         | 番号法別表第2の40項 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                       |
| 市町村長又は国民健康保険組合                       | 番号法別表第2の42項 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 厚生労働大臣                               | 番号法別表第2の48項 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                  |
| 市町村長                                 | 番号法別表第2の53項 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                           |
| 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 番号法別表第2の54項 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途                   |
| 都道府県知事等                              | 番号法別表第2の57項 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 地方公務員共済組合                            | 番号法別表第2の58項 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会            | 番号法別表第2の59項 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                    |
| 市町村長                                 | 番号法別表第2の61項 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 市町村長                                 | 番号法別表第2の62項 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 厚生労働大臣又は都道府県知事                       | 番号法別表第2の66項 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                      |
| 都道府県知事等                              | 番号法別表第2の67項 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 市町村長                                 | 番号法別表第2の70項 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む）      | 番号法別表第2の74項 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |

| 提供先  | ①法令上の根拠       | ②提供先における用途   |
|--|---------------|--|
| 厚生労働大臣   | 番号法別表第2の77項   | 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 後期高齢者医療広域連合  | 番号法別表第2の80項   | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 厚生労働大臣   | 番号法別表第2の84項   | 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 特定優良住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長   | 番号法別表第2の85の2項 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長                                       | 番号法別表第2の89項   | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 厚生労働大臣   | 番号法別表第2の91項   | 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金 | 番号法別表第2の92項   | 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 市町村長   | 番号法別表第2の94項   | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 都道府県知事   | 番号法別表第2の96項   | 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 厚生労働大臣   | 番号法別表第2の101項  | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 農林漁業団体職員共済組合   | 番号法別表第2の102項  | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途          |
| 独立行政法人農業者年金基金  | 番号法別表第2の103項  | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |

| 提供先                      | ①法令上の根拠      | ②提供先における用途  |
|--------------------------|--------------|---|
| 独立行政法人医薬品医療機器総合機構        | 番号法別表第2の105項 | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                               |
| 独立行政法人日本学生支援機構           | 番号法別表第2の106項 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 都道府県知事又は市町村長             | 番号法別表第2の108項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途                 |
| 厚生労働大臣                   | 番号法別表第2の111項 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                     |
| 厚生労働大臣                   | 番号法別表第2の112項 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 番号法別表第2の113項 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 厚生労働大臣                   | 番号法別表第2の114項 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                           |
| 市町村長                     | 番号法別表第2の116項 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途                      |
| 都道府県知事                   | 番号法別表第2の119項 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |